

適正原価制度の施行に向けた今後の対応

令和 8 年 7 月

国土交通省 物流・自動車局

適正原価制度の施行に向けた今後の対応

- 令和7年6月に成立したトラック適正化二法により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにしなければならないこととされ、当該規定については同法の公布から3年以内に施行することとされている。
- 今般、国土交通省、経済産業省、農水水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を設置し、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理と方向性について議論を行う。

トラック適正化二法の概要

- <令和8年4月1日から施行>
 - ・委託次数の制限
 - ・違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り
- <公布(令和7年6月11日)から3年以内に施行>
 - ・トラック運送事業許可の更新制度の導入
 - ・「適正原価」を下回る運賃・料金の制限

適正原価制度の概要

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。
- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送及び他のトラック運送事業者の行う運送の利用に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。
- トラック運送事業者が適正原価を下回る水準の運賃・料金の収受が継続的に行った場合には、事業許可の更新が認められないこととなる。

今後の進め方

- 有識者検討会を設置し、関係者ヒアリングや論点整理等を行った上で、提言をとりまとめ。その後、物流政策推進会議、運輸審議会を経て、適正原価を告示。
 - ①構成員
 - 学識経験者（山内弘隆一橋大学名誉教授等）
 - 行政（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）
 - 関係団体（全日本トラック協会、経団連、運輸労連等）
 - ②提言のイメージ
 - ・「適正原価」に関する基本的な考え方
 - ・「適正原価」の構成要素及び算出の枠組み
- 令和10年6月までにトラック適正化二法を全面施行予定